

税効果会計に係る会計基準の一部改正について

企業会計審議会は、平成 30 年 2 月 16 日に、企業会計基準第 28 号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（以下、会計基準）を公表しました。

会計基準では、①表示の取扱い、②注記事項の取扱いに関して以下の通り改正が行われています。

①表示の取扱い

税効果会計基準の「第三 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法」1. 及び 2. の定めを次のとおり改正する内容となっています。

1. 繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。
2. 同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示する。
異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺せずに表示する。

②注記事項の取扱い

税効果会計基準の「第四 注記事項」1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳における評価性引当額の取扱いについて、税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して表示すること等のほか、税務上の繰越欠損金に関連した注記項目を拡充させる内容となっています。

また、会計基準では、①表示の取扱い、②注記事項の取扱いについて、それぞれの適用時期及び適用初年度に関する取扱いについて以下の通り定めています。

会計基準の早期適用を予定している場合には、直近の 3 月末日以降に終了する年度からの適用が可能となっているため、留意が必要と考えられます。

項目	適用時期	適用初年度に関する取扱い
①表示の取扱い	平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。 ただし、平成 30 年 3 月 31 日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・表示方法の変更として取り扱う。 ・表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い組替えを行う。
②注記事項の取扱い		<ul style="list-style-type: none"> ・表示方法の変更として取り扱う。 ただし、税効果会計基準一部改正により追加した注記事項については適用初年度の比較情報に記載しないことができる。

以上